

## 長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護サービスを提供する市内の事業所に勤務する介護支援専門員及び主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）（以下「介護支援専門員等」という。）の資格の更新等に係る研修費用の負担を軽減することにより、市内の事業所における人材の確保及び定着を支援し、もって本市における安定的かつ継続的な介護サービスの提供を確保するため、介護支援専門員等の資格の更新等に係る研修費用を負担する法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 対象事業所 市内に所在する次のいずれかに該当する事業所であって、この補助金の交付の申請を行う日（以下「交付申請日」という。）において当該事業所の事業を休止していないものをいう。

ア 指定特定施設（特定施設であって、指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）

ウ 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所をいう。）

エ 指定地域密着型特定施設（地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）

オ 指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。）

カ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）

キ 指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。）

ク 指定介護老人福祉施設

ケ 介護老人保健施設

コ 介護医療院

(2) 対象介護支援専門員等 対象事業所に勤務し、又は勤務する見込みである介護

支援専門員等又は介護支援専門員の資格を取得しようとする者をいう。

(3) 介護支援専門員法定研修 介護支援専門員等の資格の取得及び資格の維持に関し必要な研修であって、次に掲げるものをいう。

ア 介護支援専門員実務研修

イ 介護支援専門員再研修（法第69条の7第2項に規定する研修をいう。）

ウ 介護支援専門員更新研修（法第69条の8第2項本文に規定する更新研修をいう。）

エ 介護支援専門員専門研修（法第69条の8第2項ただし書に規定する研修をいう。）

オ 主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する研修をいう。）

カ 主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する研修をいう。）

（補助金の交付対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。

(1) 対象事業所の設置者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 長野市暴力団排除条例（平成26年9月30日長野市条例第40号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人でないこと。

（補助金の対象経費）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 対象介護支援専門員等が交付申請日の属する年度において受講する介護支援専門員法定研修の受講料（以下「受講料」という。）の全額を補助対象者が支払った場合 当該支払った受講料

(2) 対象介護支援専門員等が受講料の全額を支払い、当該受講料に対応するものとして補助対象者が当該対象介護支援専門員等に対して手当等を支給した場合（当該手当等の支給額が、対象介護支援専門員等が支払った受講料の額以上である場合に限る。） 当該支給した手当等（対象介護支援専門員等が支払った受講料の額を限度とする。）

2 対象経費の対象となる対象介護支援専門員等の数は、一の年度において一の補助対象者につき5人を限度とする。

（補助率等）

第5 補助金の補助率は、対象経費の2分の1以内とする。ただし、一の介護支援専門員法定研修につき25,000円を限度とする。

（補助金の交付の条件）

第6 この補助金を交付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 対象事業所の事業を、補助事業完了後も1年間は休止し、又は廃止しないこと。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (2) 対象介護支援専門員等は、補助事業完了後も1年以上介護支援専門員等として市内の事業所で就労し、居宅サービス計画、施設サービス計画又は介護予防サービス計画の作成に従事すること。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業に係る収支その他関係書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管すること。
- (4) 市長から報告を求められた場合には、補助事業の完了した年度の翌年度から5年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。
- (5) 他の公的機関等から対象経費について助成等を受け、又は受けようとしていないこと。
- (6) その他市長が補助金の交付の条件として必要と認めること。

(補助金の申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施計画書兼誓約書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業変更承認申請書(様式第2号)及び市長が必要と認める書類
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)及び市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る実施報告書
- (2) 対象経費に係る領収書の写しその他支出を証する書類
- (3) 対象経費に係る介護支援専門員法定研修の修了証書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日とする。

(補助金の交付請求)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。